

概略発注(試行)

1. 制度の目的

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に伴う災害復旧工事の迅速かつ円滑な執行に期するため、詳細設計が未確定でも、概略で工事発注する。

2. 対象工事

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に伴う災害復旧工事のうち

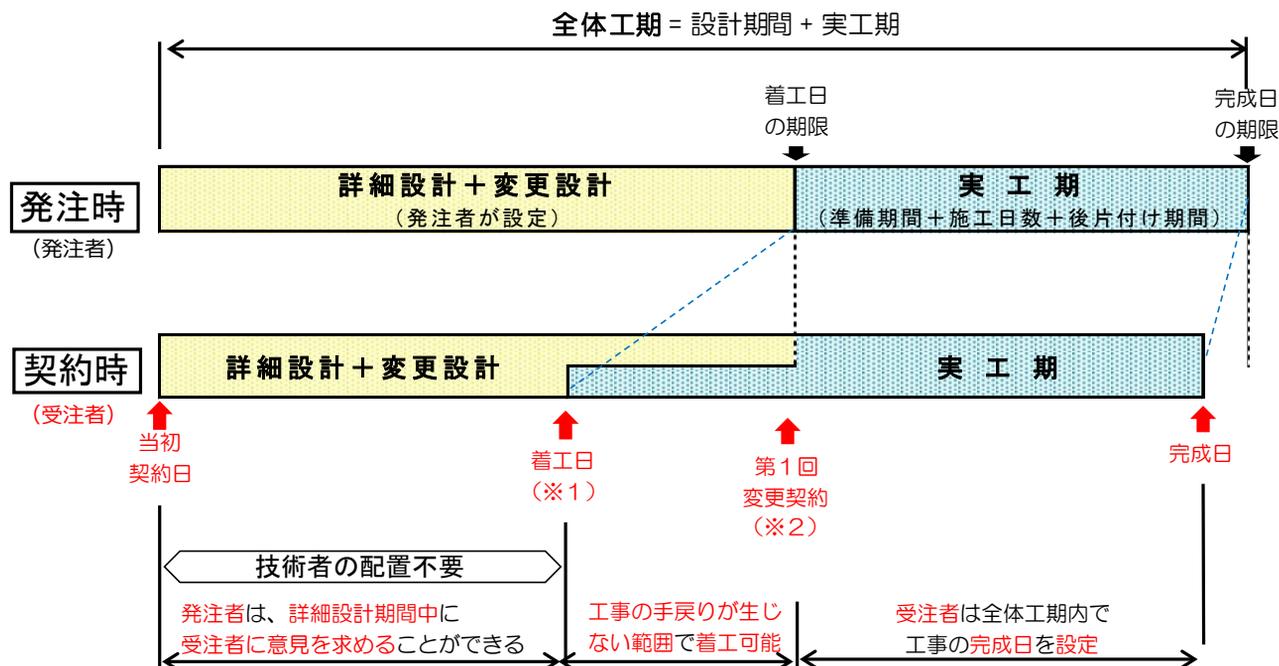
- ・当初契約時において、詳細設計が概ね3ヶ月程度までに完了する工事
- ・橋梁、トンネル等の大規模構造物に関する工事等で、詳細設計が3ヶ月を超える期間を設定する必要がある工事

3. 制度の概要

- ・発注者は、契約時から3ヶ月程度まで(注)の日を着工日の期限として設定
- ・発注者は、詳細設計を実施し、変更契約を締結
- ・発注者は、詳細設計期間中に受注者に意見を求めることができる
- ・受注者は、手戻りの無い範囲で、着工日及び完成日を選択可能

(注) 橋梁、トンネル等の大規模構造物に関する工事で、3ヶ月を超える期間を設定する必要がある工事は、別途設定

<制度のイメージ>



※1 受注者は、発注者と協議のうえ、当初契約から着工日の期限までの間で着工日を設定可能

※2 発注者は「着工日の期限まで」に変更設計を行い、第1回の変更契約を締結する。